

2019年10月からの国の「特定処遇改善加算」の適用について

特定非営利活動法人 子育て支援おやこ

表記の加算の施行に対し、当法人は下記の通り支給します。

以下の1～3の全てを満たす正規職員に対し、年間の特定処遇改善加算総額の見込みを、対象者で配分した金額を12月賞与の基準額に上乗せして支給。

1. 法人の運営する事業、または障害児関連の他職場で10年以上の実務経験がある。
2. 表記加算に示される資格（社会福祉士・保育士・児童指導員）を有する。
3. 児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士として従事している。

今回の特定加算は国から示された年収額に満たない方の加算額を増やし、上記対象者の中で傾斜して配分しています。

年度当初から基本給に加算している処遇改善額とは別枠で加算しています。